

議 事 日 程 （令和2年9月7日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 報 第 5 号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第7号 専決処分書
- 日程第4 議 第 36号 専決処分の承認について
専第8号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議 第 37号 安八町功労者表彰について
- 日程第6 議 第 38号 教育委員の任命につき同意を求める件
- 日程第7 議 第 39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について
- 日程第8 議 第 40号 G I G Aスクール構想による校内L A N整備業務委託契約の締結について
- 日程第9 議 第 41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議 第 42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議 第 43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 第 44号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議 第 45号 町道路線の認定について
- 日程第14 認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1 番 石 原 英 一	2 番 渡 邊 裕 光	3 番 傍 嶋 邦 博
4 番 坂 悟	5 番 大 平 文 雄	6 番 西 松 巖
7 番 碓 井 昭 夫	8 番 岩 田 讓 治	9 番 山 中 美恵子
10 番 渡 邊 明 博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長 坂 優	民生調整監兼 住民環境課長 吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長 岡 田 立	総 務 課 長 山 田 靖
企画調整課長 大 平 共 美	福 祉 課 長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学校教育課長 堀 隆 志
生涯学習課長 今 村 厚 士	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓	書 記 定 益 直 子
書 記 土 岐 寿 徳	

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会初日を開会いたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 岩田譲治君、10番 渡邊明博君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議 長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和2年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございます。

今年の8月、岐阜では最高気温が35度以上という真夏日が21日という記録的な猛暑となりました。そのような中で、これまでも多くの議員さんから御提言いただき課題となっておりました、こども園のエアコンの整備につきましては、新型コロナウイルス対策の交付金を活用することにより、整備を進めさせていただいているところでございます。この夏につきましては、整備

が間に合わず、水冷式の冷風機で対応させていただきましたが、一連のエアコンの整備につきましては、御理解、御協力いただきましてありがとうございました。

9月に入り、本格的な台風シーズンを迎えます。ここ数日間の間にも、台風9号・10号により、各地で甚大なる被害がもたらされております。我が町も、昭和51年の9・12水害という未曾有の大水害に見舞われております。本年も、長良川堤決壊日の9月12日には安全祈願祭を執り行わせていただきます。また、併せて当日職員による非常招集訓練、避難所設営訓練も予定しております。過去の苦い経験を風化させることのないよう、災害対策への取組も強化してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対策でございますが、岐阜県では、9月に入り第2波非常事態宣言が解除されましたが、コロナハラスメントという新たな課題への対応や、9月議会の補正でも多くの施策が盛り込まれております。本町でも、本定例会の補正予算にコロナ対策関連の事業費を盛り込んでおります。一刻も早い終息を願うところでございますが、引き続き感染症拡大防止や新たな波への備えなど、できる限り万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

本定例会には、専決処分の報告1件、議案として専決処分の承認、人事案件、契約案件、令和2年度一般会計・特別会計補正予算、令和元年度決算認定など16件を提出いたします。

個々の案件につきましては、担当より御説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方にお願いを申し上げます。説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の日程表を 1 枚はねていただきまして、1 ページをお願いいたします。

報第 5 号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第 5 号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものとする。

令和 2 年 9 月 7 日提出、安八郡安八町長。

1 枚はねていただきまして、3 ページをお願いいたします。

専第 7 号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第 1 号）として、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 11 日専決、安八郡安八町長。

安八町長は、今回令和 2 年 7 月 13 日、14 日に発生しました町道の穴ぼこによる車両のパンク事故 3 件に関しまして、それぞれ相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げます。

記といたしまして、その 1 の令和 2 年 7 月 13 日発生の車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要、令和 2 年 7 月 13 日午後 3 時 50 分頃、安八町森部 180 番地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として 1 万 8,128 円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

次に、その 2 の令和 2 年 7 月 13 日発生の車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

2. 事故の概要、令和2年7月13日午後4時30分頃、安八町牧4197番1地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万4,952円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

最後に、その3の令和2年7月14日発生車両事故につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要、令和2年7月14日午前3時20分頃、安八町牧4197番1地先にて、町道の穴ぼこにより、相手方の乗用車のタイヤ及びホイールが破損した。

3. 和解の概要、安八町は道路の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として5万9,400円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御報告させていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第5号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを終わります。

議長 日程第4、議第36号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の5ページをお願いいたします。

議第36号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第36号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いいたします。

専第8号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,194万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月11日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

9ページは歳入、10ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額74億3,180万6,000円から13万4,000円を増額し、74億3,194万円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

全て特定財源でございますので、歳出で御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の13万4,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入13万4,000円は、総合賠償補償保険からの13万4,000円でございます。節区分、補償、補填及び賠償金13万4,000円は、令和2年7月13日、14日に発生しました安八町内の町道の穴ぼこによる車両のパンク事故3件に関しまして、安八町の相手方に関して損害賠償金を支払うものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第5、議第37号 安八町功労者表彰についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第37号 安八町功労者表彰につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

議案書につきましては13ページでございます。

議第37号 安八町功労者表彰について。

町の功労者を別紙のとおり選定したいので、安八町功労者表彰条例（昭和42年安八町条例第13号）第2条の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、表を御覧いただきたいと思います。

表彰者の関係でございます。

まず、名誉町民の称号の贈呈につきましては、1名の方に贈呈をさせていただきたいと考えております。なお、お名前の敬称は省略をさせていただきます。

小川徳喜、安八町中須61番地、昭和13年12月22日生まれ。小川氏の功績は、皆様も十分御承知のとおりでございます。町の職員として奉職された後、町長として4期16年の長きにわたり、安八町の発展に御尽力をされた方でございます。よって、名誉町民章を贈り、長くその名誉をたたえたいと考えております。

次に、町議会議員の関係につきましては、3名の方を表彰させていただきます。

たいと考えております。

お一人目、古澤榮一、安八町西結1635番地、昭和14年7月13日生まれ。

お二人目、野中裕一郎、安八町東結174番地の4、昭和40年1月22日生まれ。

3人目、山中美恵子、安八町南今ヶ渕800番地、昭和15年8月22日生まれ。

続きまして、消防・防災につきましては、お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

堀知靖、安八町西結1576番地、昭和18年1月2日生まれ。

続きまして、農業振興関係では、お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

安田篤夫、安八町大野598番地、昭和14年1月3日生まれ。

続きまして、体育振興関係であります。お一人の方を表彰させていただきたいと考えております。

小川文雄、安八町中須330番地、昭和23年6月9日生まれ。

続きまして、寄附の関係です。お一人の方を表彰させていただきます。

安藤重壽、東京都世田谷区東玉川二丁目3番16号、昭和17年3月30日生まれ。安藤氏におかれましては、ハートピアにあります輪中文庫、いわゆる萬壽男文庫に多くの書籍を寄贈いただいた方でございます。それ以降も、長年にわたり、町に対して多額の寄附を頂いております。

続きましては、町の職員関係で8名を表彰させていただきたいと考えております。

渡辺浜幸、安八町牧3524番地の4、昭和26年4月21日生まれ。

棚橋直仁、安八町大明神281番地、昭和29年8月13日生まれ。

服部正樹、安八町西結2571番地の1、昭和31年3月31日生まれ。

渡邊毅、安八町牧1807番地の1、昭和31年12月24日生まれ。

安藤加豆子、本巢市小柿235番地の4、昭和33年5月27日生まれ。

高橋昭裕、安八町北今ヶ渕1015番地、昭和33年9月17日生まれ。

西松博美、安八町南條341番地、昭和34年5月7日生まれ。

最後に、堀芳弘、安八町西結2098番地、昭和34年9月8日生まれ。

この16名の方につきましては、いずれの方も規定を満たし、かつ安八町の発展に多大な功績を残された方でございます。つきましては、今年度開催を

予定しております安八町合併65周年記念式典での場で表彰させていただきたいと考えております。どうか御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第38号 教育委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第38号につきまして、まず議案を朗読させていただきまして、その後提案説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

議第38号 教育委員の任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結1251番地の20。氏名、西山直広。生年月日、昭和45年8月26日生まれ。

西山直広氏におかれましては、昨年10月より教育委員として就任いただいておりますが、この9月30日をもって前任者の残任期間が終了いたします。結小学校、そして東安中学校のPTA会長を歴任され、学校現場に深く関わってこられた経験を生かして、教育委員として現在活躍をされておられます。今後も、町の教育の発展に必ずや御尽力いただけるものと思い、今回上程をさせていただきました。

どうぞ御理解いただき、御承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり同意をいたしました。

議 長 日程第7、議第39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議第39号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第39号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の変更について。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を変更するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、委託契約金額（令和元年6月21日議決 議第35号）中「1億2,000万円」を「9,450万円」に変更する。

本件につきましては、安八浄化センターの長寿命化に伴う水処理設備・汚泥処理設備に係る各種ポンプ等の更新工事を日本下水道事業団に全面委託し、本年度末までの予定で現在施行しております。事業団の実施した一般競争入札による入札差金、工事内容の精査に伴い、委託契約金額が2,550万円減額となり、協定内容を変更したいため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第40号 G I G Aスクール構想による校内L A N整備業務委託契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 21ページをお願いいたします。

議第40号につきまして、朗読並びに御説明いたします。

議第40号 G I G Aスクール構想による校内L A N整備業務委託契約の締結について。

次のとおり契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、小中学校校内通信ネットワーク整備業務委託。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、6,050万円。

4. 契約の相手方、岐阜県大垣市築捨町5丁目69番地1、中部事務機株式会社大垣支店、代表取締役 辻慶一。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の23ページをお願いいたします。

議第41号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第41号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,963万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,157万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

25ページは歳入、26ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額74億3,194万円から2億7,963万2,000円を増額し、77億1,157万2,000円とするものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回、臨時財政対策債の限度額を2,170万円増額し、2億3,670万円とし、

地方債合計を5億530万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

28ページの上段、款項目とも地方交付税、補正額、増額の9,752万6,000円でございます。これは、令和2年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

29ページの下段、款項目とも繰越金、補正額、増額の85万3,000円でございます。これは令和元年度からの繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページの下段、款項とも町債、目の臨時財政対策債、補正額、増額の2,170万円でございます。これは、令和2年度の普通交付税の算定に基づきまして、発行可能額の確定に伴い、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今回の補正予算にも、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源を有効に活用した事業予算を計上しておるところでございます。

それでは、総務課に関わる補正予算につきまして御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の700万円でございます。財源内訳といたしましては、特定財源で国庫支出金の700万円はコロナの交付金で、総務費国庫補助金でございます。特別定額給付金の給付事業といたしまして、節区分、負担金、補助及び交付金の交付金700万円は、町単独の特別定額給付金給付事業でございます。国の特別定額給付金事業の給付対象者は、令和2年4月27日の基準日において住民基本台帳に記録されている方が対象者であります。そこで、今回町の単独事業といたしまして、基準日以降に出生された方に対しても、国の給付金と同様に10万円を給付するものでございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の3,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金3,000万円はコロナの交付金で、総務費国庫補助金でございます。公共施設維持管理経費として、節区分、委託料の業務委託3,000万円は、公共施設の建物等、劣化診断に係る調査経費を補正するものでございます。

1つ飛んで、目の財政調整基金費、補正額、増額の1億1,200万円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、目のふるさと基金費、補正額、増額の1,220万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金1,220万円はふるさと寄附金でございます。これは、新たに開設しましたふるさと納税サイトにより、安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

32ページの下段、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額はございません。さきの第2回安八町議会定例会でお認めいただきました一般会計補正予算（第3号）の農業振興推進対策事業に係る財源内訳の変更をお願いするものでございます。今回、新たな県補助金といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金が創設されまして、当該補助金を県へ要望しておりましたところ、70万円の内示をいただいたところでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページの上段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、増額の6,896万3,000円でございます。ここでの補正予算は、企画調整課で行う商工総務事務経費と総務課で行うプレミアム商品券事業の2つの事業予算でございます。

それでは、総務課で行う事業から説明いたします。

この事業は、地域経済の活性化を図るため、町内全世帯を対象にプレミアム付商品券を発行する事業でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金2,723万3,000円はコロナの交付金の総務費国庫補助金で、そのうち当該事業に係ります財源といたしましては、2,013万3,000円でございます。

ます。次の県支出金820万円は、先ほどの地域の活力補助金の総務費県補助金で、そのうち当該事業の財源としては230万円でございます。その他の寄附金53万円はコロナの対策交付金で、諸収入3,300万円がプレミアム商品券の販売代金でございます。節区分、需用費の消耗品費10万円は事務用品購入代で、印刷製本費200万円は引換券やプレミアム商品券などを印刷するための経費であります。役務費の通信運搬費230万円は簡易書留の郵送料で、手数料108万9,000円は金融機関への換金手数料でございます。委託料の業務委託97万4,000円は、金融機関でのプレミアム商品券を販売していただくための業務委託料でございます。負担金、補助及び交付金の補助金6,250万円のうち4,950万円は、プレミアム商品券の取扱事業所・店舗への商品券代を支払うための補助金でございます。

次に、33ページの中段、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額、増額の2,731万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金2,202万5,000円はコロナの交付金の総務費国庫補助金で、次の県支出金407万円は補助率2分の1の避難所生活環境確保事業費補助金で、コロナ対策に伴う消防費県補助金でございます。節区分の需用費、消耗品費の219万円は、防災服等の更新に係る経費でございます。次の工事請負費1,500万円は、避難所等においてスマートフォンやタブレット等での情報通信手段を確保するため、Wi-Fi環境の整備を行うための経費でございます。次の備品購入費1,012万円は、災害時の避難所におけるコロナ感染症対策といたしまして、避難者の避難所生活の改善につなげるため、段ボールパーティション、災害避難所用間仕切り、それから簡易組立て式テントの資機材を整備するための経費でございます。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

35ページの下段、款項目とも予備費、補正額、増額の252万3,000円でございます。年度中途における緊急事態に備えるため、増額するものでございます。

議長 続きまして、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、31ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、事業名、企画振興経費、補正額500万円。節区分、役務費121万円。内訳といたしまして、通信運搬費75万

円、手数料46万円。委託料、業務委託360万円。使用料及び賃借料19万円。これらはふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料等を計上しているものでございます。

続きまして、33ページ上段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、事業名、商工総務事務経費でございます。補正額6,896万3,000円のうち、企画調整課分といたしまして、増額の1,300万円。財源内訳といたしましては、全て特定財源でございます。国庫支出金2,723万3,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金710万円、県支出金820万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金140万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金450万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金6,250万円のうち1,300万円でございます。国の雇用調整助成金の上乗せといたしまして、町内に事業所を有する中小事業者を対象に、事業者負担の一部を助成するものでございます。また、雇用調整助成金の申請をする際に、社会保険労務士等に依頼した中小企業者を対象に、手続に要した代行報償費の一部を補助するものでございます。また、6月補正でお認めをいただいております新型コロナウイルス感染症拡大防止助成金の対象事業所数の増により、今回増額補正を計上するものでございます。

議長 次に、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、31ページに戻っていただきまして、下の表でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額232万7,000円。財源内訳として、国庫支出金232万7,000円は国庫支出金の総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金232万7,000円。節区分として、委託料の業務委託232万7,000円は、マイナンバーカードの利用のうち、国外へ転出された方のマイナンバーカードの利用のために住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

議長 次に、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書は、30ページの上段をお願いします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の3,628万8,000円。そのうち、療養給付費返還金389万円及び保健事業費返還金49万8,000円は、とも

に令和元年度後期高齢者医療費の確定による県広域連合からの返還金でございます。

続きまして、1枚めくっていただき、32ページをお願いします。

歳出の民生費、項、社会福祉費、目、福祉医療費、補正額、増額の334万3,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は福祉医療事務経費で、令和元年度の医療費の確定により、国へ24万3,000円、県へ310万円を返還するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、減額の999万5,000円。説明欄中、こども園保育経費は、新型コロナウイルス感染症対策として保護者の経済的負担軽減のため、給食費1か月分を免除するものでございます。財源内訳の特定財源、国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金150万円を増額計上し、代わりに特定財源のその他、負担金の保育料を40万円及び諸収入の副食費を110万円、2つ合わせて150万円減額する財源内訳の変更を行うものでございます。説明欄のこども園施設管理経費、減額の999万5,000円は、節区分の工事請負費において、エアコン設置工事の入札差金1,022万1,000円の減額と、こども園の水道蛇口非接触型レバー取替え工事に22万6,000円の増額、2つ合わせて999万5,000円を減額するものでございます。財源内訳の特定財源、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、エアコン設置工事入札差金分1,022万1,000円を減額し、水道蛇口取替え工事22万6,000円を増額するものでございます。

議長 続きまして、学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、33ページの最下段をお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の1,070万5,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金1,070万5,000円でございます。

34ページをお開きください。

特定財源の内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で895万5,000円と学校保健特別対策事業費補助金175万円でございます。節区分で、需用費の消耗品費150万円につきましては、各小学校でのコロナ感染症対応への消耗品で、飛散・飛沫防止のパーティション、消毒

液、手袋等の購入費でございます。続きまして、節区分、工事請負費108万円につきましては、各小学校のコロナ対策といたしまして、水道の蛇口を非接触型レバーに交換する費用でございます。節区分の備品購入費につきましては、各小学校に導入するサーモグラフィーの購入費と図書室の本を消毒できる機械を入れるものでございます。節区分、負担金、補助及び交付金につきましては、保護者への負担軽減を図るもので、児童の学校給食費1か月分を助成するものでございます。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の647万円。財源内訳といたしましては、国庫支出金647万円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で572万円と学校保健特別対策費事業費補助金で75万円でございます。節区分の需用費、消耗品費につきましては、中学校でのコロナ感染症の消耗品で、パーティション、消毒液、手袋等の購入でございます。節区分の工事請負費92万円につきましては、コロナ対応といたしまして、水道の蛇口を非接触型レバーに交換するものでございます。備品購入費につきましては、サーモグラフィーの購入費と図書室の本を消毒できる機械でございます。また、負担金、補助及び交付金につきましては、学校生徒への学校給食費一月分でございます。

続きまして、目、組合学校費、補正額、増額の38万6,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金につきましては、東安中へコロナ対策として導入するサーモグラフィーを購入するもので、市町負担金の当町の負担分でございます。

議長 最後です。生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 ハートピア安八分を御説明します。

35ページ、上段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の140万円のうち、特定財源、国庫支出金110万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。節の消耗品費20万9,000円は、消毒液等、消毒に関する消耗品です。また、備品購入費119万1,000円のうち89万1,000円につきましては、図書・書籍用除菌ボックス2台分と児童館玩具の殺菌保管庫です。特定財源、その他、寄附金30万円につきましては、安藤重壽氏より、萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費、輪

中等に関する書籍などの購入費でございます。

以上、議第41号、令和2年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第10、議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第42号の朗読説明をさせていただきます。

議第42号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,425万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,325万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、39ページが歳入歳出予算補正の歳入、また40ページが歳出でございます。

いずれも合計としましては、補正前の額15億4,900万円、補正額3,425万1,000円、計としまして15億8,325万1,000円です。

41ページ、歳入内訳でございます。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、減額の2,012万5,000円。続いて、款項目とも繰越金、補正額5,437万6,000円。これらは、令和元

年度決算によります繰越金の確定及び繰越金により基金歳入を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、42ページ、歳出内訳でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額1,058万1,000円。節区分、償還金、利子及び割引料1,058万1,000円。これは、令和元年度保険給付費の確定によります岐阜県への普通交付金の返還金でございます。

下の表、款項目とも予備費、補正額2,367万円は、繰越金の残を充てるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第11、議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第43号の朗読説明をさせていただきます。

議第43号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,394万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

45ページが歳入、46ページが歳出でございます。

歳入歳出とも合計としまして、補正前1億9,000万円、補正額394万4,000円、計としまして1億9,394万4,000円でございます。

続いて、47ページでございます。

歳入内訳でございます。

款項目ともに繰越金、補正額394万4,000円。節区分、繰越金は、令和元年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして、48ページ、歳出の内訳でございます。

表の上段でございます。

款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額394万6,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金394万6,000円は、令和元年度決算の確定に伴います後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

下の表、款項目ともに予備費、減額の2,000円は、今回の補正の端数調整を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第43号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第12、議第44号 町道路線の廃止について、日程第13、議第45号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の49ページをお願いいたします。

議第44号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第44号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8

条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

51ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、整理番号1．路線番号023504、路線名、南川六反1号線。起点、牧字南川4635番1地先から終点、字六反333番地先の延長390メートル、幅員2.5メートルから10.5メートル。

整理番号2．路線番号023510、路線名、南川六反2号線。起点、牧字南川4622番地先から終点、字六反341番地先の延長177.2メートル、幅員3メートルから3.4メートルの2路線でございます。

53ページをお願いします。

こちらは廃止路線網図で、さきに御説明申し上げました廃止する2路線、黒丸が起点、矢印の先が終点を示しております。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。

議第45号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第45号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

57ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1．路線番号023678、路線名、南川7号線。起点・終点とも牧字南川4581番3地先。延長38.6メートル、幅員2.5メートルから10.5メートル。

続きまして、整理番号2．路線番号023679、路線名、南川8号線。起点、牧字南川4599番地先から終点、4596番1地先。延長64.4メートル、幅員3メートルから3.4メートル。

続きまして、整理番号3．路線番号023680、路線名、南川9号線。起点、牧字南川4599番地先から終点、4494番3地先。延長140.6メートル、幅員2.5メートルから3.9メートルの3路線でございます。

59ページをお願いします。

こちらは新規路線網図で、前議案で廃止した後の残りの路線を新規路線として再認定する3路線を示しており、それぞれ黒丸が起点、矢印の先が終点

を示しております。

町内企業の事業用地拡大に伴いまして、既存敷地と新たに取得をされた土地とを一体利用したいとの御意向があり、敷地を分断する導水路が支障となるため、払下げの申請がございました。敷地の一体利用により、廃止路線に対する受益は本企業のみとなり、一般公衆の通行の用に供されることがなく、今後、改築・維持などの道路管理を行う必要もないため、町道路線を廃止して払い下げ、残りの町道に対し、新たに認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第44号、議第45号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号、議第45号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。15分に再開いたしますのでお集まりください。お願いいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議 長 再開をいたします。

議 長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第19、認定第6号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第19の認定第6号までを一括議題とすることに決定をいたし、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 それでは、議案書61ページをお願いいたします。

ただいま上程されました6つの認定議案につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、63ページをお願いいたします。

認定第2号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第3号 令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和2年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第4号 令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のと

おり認定に付するものとする。

令和２年９月７日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、認定第５号 令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和２年９月７日提出、安八郡安八町長。

１枚はねていただきまして、認定第６号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、別冊のとおり認定に付するものとする。

令和２年９月７日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明を申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から２枚はねていただきまして、２ページ、３ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額60億5,114万5,639円、歳出総額56億3,346万1,712円、差引額４億1,768万3,927円。このうち、繰越明許費といたしまして783万円。法第233条の２の規定によります基金繰入額は２億3,400万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計、歳入総額16億1,262万7,258円、歳出総額15億5,725万1,150円、差引額5,537万6,108円でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、歳入総額１億7,194万7,307円、歳出総額１億6,800万1,907円、差引額394万5,400円。

児童発達支援事業特別会計、歳入総額2,109万1,117円、歳出総額2,039万5,734円、差引額69万5,383円。

水道事業会計ですが、歳入総額９億6,160万3,000円、歳出総額10億941万5,104円、差引額マイナス4,781万2,104円でございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計ですが、歳入総額 8 億 8,196 万 6,613 円、歳出総額 8 億 6,982 万 3,358 円、差引額 1,214 万 3,255 円。このうち、法第 233 条の 2 の規定によります基金繰入額は 1,000 万円、また繰越明許費は 9 万円でございます。

1 枚はねていただきまして、令和元年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算の内容と関係がございますので、各委員会にて御説明申し上げます。

ページを飛びまして、58、59 ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1 の公有財産、(1) 土地及び建物の関係でございます。

土地におけます決算年度中の増減といたしまして、区分の公共用財産、その他施設におきまして、道路について 2 件の払下げを行いました。合計面積 186 平米でございましたので、決算年度末の現在高といたしまして、25 万 437 平米でございます。

右側、建物の関係でございます。建物につきましては、年度中における増減はございません。よって、決算年度末における延べ面積といたしましては、最下段、6 万 55 平米でございます。

(2) 有価証券の関係でございます。

こちらにつきましては、決算年度中の増減はございませんでしたので、決算年度末の現在高といたしまして、合計 870 万円でございます。

3. 物権でございます。単位は平米でございます。

こちらにつきましても、年度中の増減はございませんでしたので、地上権の年度末現在高として、4 万 8,965 平米でございます。

4 の出資による権利でございます。単位は 1,000 円でございます。

こちらにつきましても、年度中の増減はございませんでしたので、年度末現在高といたしましては、合計 967 万 8,000 円でございます。

1 枚めくっていただきまして、2 の物品でございます。

区分の軽貨物自動車から最下段、消火・通報訓練指導車までございまして、決算年度中の増減といたしましては、軽貨物自動車の関係ですが、1 台を廃車、1 台をリース車両に切り替えております。続きまして、軽乗用車及び普

通乗用車につきまして、それぞれ1台をリース車両へ切替えを行っております。合計4台の減となりまして、年度末現在高といたしまして、37台の保有となるものでございます。

61ページ、基金の関係でございます。単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高といたしまして、1億806万円の増となっております。

1つ飛びまして、地域福祉基金につきましては、預金種別の定期におきまして725万5,000円の増、国債におきましては995万円の減となっております。

1つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金につきましては、1,000円の増となっております。

続いて、ふるさと基金につきましては、151万6,000円の増となっております。

続いて、森林環境譲与税基金につきましては、55万6,000円の増となっております。

1つ飛びまして、公共下水道事業整備基金につきましては、1,800万円の減となっております。

国民健康保険基金につきましては、2,701万9,000円の減となっております。

3つ飛びまして、教育振興基金につきましては、2万5,000円の減となっております。

決算年度中の増減の合計といたしまして、6,239万4,000円の増となっております。決算年度末の現在高といたしましては、6億3,678万9,000円でございます。

次に、4の貸付金関係でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございますが、年度中の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしましては、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページの関係ですが、平成30年度・令和元年度款別決算額比較表の歳入の関係でございます。

款の町税、上段が30年度、下段が元年度となっておりますが、元年度の収入済額22億2,174万7,965円、不納欠損額につきましては、503万409円を不納欠損処分しております。また、未収入額につきましては8,632万965円でございます。未収入額につきましては、最下段、分担金及び負担金に7,670円が

ございますが、この関係につきましては、空中防除の受益者負担金でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

未収入額の関係でございますが、款の21諸収入でございますが、1万1,700円でございますが、これにつきましては、保育料におけます副食費の未収金でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしております。

歳入を合計いたしまして、収入済額60億5,114万5,639円で、対前年でございますが、2億809万1,193円の減でございます。また、不納欠損額の合計は503万409円、未収入額の合計につきましては、8,634万335円でございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、最下段、合計といたしまして、支出済額56億3,346万1,712円でございます。前年に対しまして2億6,252万5,635円の減となっております。

1枚はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

町税決算額の推移の関係でございます。

区分、款の町税でございますが、元年度の前年比増減額でございますが、5,660万648円の増で、前年比102.6%となっております。

続きまして、69ページをお願いいたします。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございますが、消費税が5%から8%に引き上げられた際に、引上げ分のうちの地方消費税の収入につきましては、社会保障4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に経費を充てるものとされております。

表の右側から2列目の一般財源のうち、引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がこの関係を表示している項目でございます。

左側の事業名の保健衛生の福祉医療事業から成人保健事業に、消費税の引上げ分を当町としましては全額を充てていることを示した表となっております。

70ページをお願いいたします。

令和元年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の概要でございますが、特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会にて説明をさせていただきますので、一般財源のみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項、町民税から項、たばこ税まで、収入済額22億2,174万7,965円でございます。

このうち不納欠損額といたしましては、町民税のうち、個人住民税が115万5,000円、法人住民税が42万7,000円、固定資産税につきましては325万円、軽自動車税につきましては19万7,000円をそれぞれ不納欠損処分とさせていただいているものでございます。

次に、款、地方譲与税でございますが、節の地方揮発油譲与税、続いて自動車重量譲与税、続いて、元年度に新たに設けられました森林環境譲与税、合計いたしまして8,558万9,008円でございます。

71ページをお願いいたします。

款節ともに利子割交付金、収入済額210万1,000円。

以下、配当割交付金は837万6,000円。

株式等譲渡所得割交付金が446万円。

地方消費税交付金が2億4,579万7,000円でございますして、内訳といたしまして、地方消費税交付金が1億3,566万1,000円、社会保障財源交付金が1億1,013万6,000円でございます。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金、収入済額415万7,160円。

自動車取得税交付金が1,431万1,154円。

環境性能割交付金が429万9,000円。

地方特例交付金が7,722万4,000円で、内訳といたしまして、地方特例交付金が1,752万4,000円、子ども・子育て支援臨時交付金が5,970万円でございます。

続きまして、地方交付税、普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額12億7,403万4,000円。

続いて、交通安全対策特別交付金は190万9,000円でございます。

72ページをお願いいたします。

13. 分担金及び負担金から76ページの県支出金までは、特定財源となりま

すので、各委員会で御説明をさせていただきます。

77ページをお願いいたします。

下段となります。款17の財産収入、節、利子及び配当金、収入済額12万3,819円ですが、このうち一般財源となりますのは、地域福祉基金、下段の財政調整基金、そして東海旅客鉄道株式会社ほか配当金で、合計11万9,000円でございます。

節の土地貸付収入、収入済額561万9,412円につきましては、法人5社、個人1名からの賃貸料でございます。

節、土地売却収入58万4,762円につきましては、町道の払下げによるものでございます。

1枚はねていただきまして、款の寄附金、節の一般寄附金でございます。こちらにつきましては、4団体、個人5名からの寄附金でございます。収入済額15万3,500円でございます。

款の繰入金、このうち一般財源となりますのは、節、財政調整基金繰入金1億3,914万9,000円でございます。

続いて、款節ともに繰越金でございます。1億8,114万7,485円は、平成30年度からの繰越金でございます。節の繰越明許繰越金1,710万2,000円でございます。

款、諸収入、節の延滞金は361万168円で、町税の延滞金でございます。

節の預金利子、収入済額7,430円は歳計現金の利息となっております。

79ページでございます。

節、雑入の収入済額1億1,305万3,471円のうち、一般財源となります中の金額の大きなものとしたしましては、総務課の関係、職員駐車場協力金でございます。

続いて、80ページをお願いいたします。

款、町債、このうち一般財源となりますものとしたしましては、上段の節、臨時財政対策債で、収入済額2億2,230万円でございます。3年据置きの15年償還で大垣西濃信用金庫から借入れを行ったものでございます。

81ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

歳出につきましては各委員会で説明をさせていただきますので、この場で

は省略とさせていただきます。

ページ飛びまして、106ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の行の令和元年度の決算額を比較いたしまして、大きく増減のあった項目のみ説明をさせていただきます。

106ページの表、右から2列目の補助費等の関係でございます。前年比7,915万円の増で、率にいたしまして、プラスの12.9%でございます。これにつきましては、プレミアム付商品券事業の取扱事業所補助金や多面的機能支払交付金及び幼児教育・保育の無償化負担金などの増によるものでございます。

その右列となります。普通建設事業費では、前年比4億4,023万3,000円の減となっており、率にいたしまして、マイナスの44.3%でございます。これは、スマートインターチェンジ建設に係る工事負担金及び附帯工事の完了による減及び繰越事業費の減によるものでございます。

1枚はねていただきまして、108ページをお願いいたします。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

経常的需用費の計といたしまして、最下段の合計でございます。元年度が1億7,389万4,000円でございます、対前年525万円の減となっております。率にいたしまして2.9%の減となっております。

続きまして、110ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

区分の一般公共事業債から最下段、臨時財政対策債まで、それぞれの目的に合わせて借入れを行っているものでございますが、最下段の合計の欄について説明をさせていただきます。

最初に、決算年度中の発行高につきましては、4億5,750万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億4,131万9,000円を償還しております。利息につきましては、2,785万6,000円の支出でございます。決算年度末の現在高につきましては、62億9,023万円となっております。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

2枚はねていただきまして、114ページをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきます。

令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

最初に、歳入の関係でございますが、保険料の現年度分につきましては、3億1,649万2,000円。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて徴収したものでございます。

滞納繰越分につきましても同様でございますが、収入済額といたしましては、1,258万2,000円でございます。

2つ飛びまして、県支出金でございます。11億4,180万2,000円でございます。

1つ飛びまして、繰入金でございますが、1億1,547万円につきましては一般会計からの繰入金でございます。

右側の歳出の関係でございます。

2行目、保険給付費でございますが、このうち療養諸費といたしまして9億5,644万4,000円、また高額療養費といたしまして1億4,087万8,000円でございます。

2つ飛びまして、国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分といたしまして2億8,983万円、後期高齢者支援分といたしまして9,224万8,000円、介護納付金分といたしまして2,898万1,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、5,537万6,000円でございます。

1枚はねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

二重丸3つ目の保険料の状況でございますが、116ページが一般被保険者、117ページが退職被保険者についての記載でございます。

保険料の現年度分でございますが、下段が元年度分でございます。

一番右側の列でございます。収納率でございますが、一般被保険者が95.4%、退職被保険者分が100%となっております。

続いて、滞納繰越分の収納率の関係でございますが、一般被保険者分が25.2%、退職被保険者分はゼロ%となっております。また、一般被保険者分

の滞納繰越分につきましては、825万6,123円を不納欠損処分といたしております。

以上が国民健康保険の関係でございます。

2枚はねていただきまして、120、121ページをお願いいたします。

令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

歳入の関係でございますが、保険料の現年度分といたしまして、1億1,626万6,000円、特別徴収分と普通徴収分として収入をしております。

4つ飛びまして、繰入金でございます。4,089万円でございますが、これにつきましては、保険基盤安定、そして事務費、保健事業費といたしまして繰入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出の関係でございますが、2つ目の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億5,537万5,000円でございます。

歳入歳出差引分といたしまして、394万5,000円でございます。

右側、121ページは加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸の保険料の状況でございます。

一番右側の収納率につきましては、現年度分といたしましては99.2%、滞納繰越分といたしましては28.8%でございます。また、滞納繰越分におきましては、25万4,400円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、124ページをお願いいたします。

令和元年度児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算説明書（概要）でございます。

歳入の関係でございます。

障害児給付費といたしまして1,126万8,000円、1つ飛びまして、繰入金といたしまして579万8,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

総務費といたしまして1,991万7,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして69万5,000円でございます。

右側、125ページにつきましては、利用状況の関係でございます。

元年度末現在におきましては、28名の方が登録、また利用をされておられまして、1日平均5.9の方が利用をされておられます。

2枚めくっていただきまして、128ページをお願いいたします。

令和元年度水道事業会計決算説明書の概要でございます。

表上段の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係でございますが、営業収益の給水収益1億7,350万1,700円から最下段の営業外収益の未収消費税4,689万374円までの合計といたしまして、2億3,870万3,000円。

次に、表中央の水道事業費用の関係でございますが、営業費用の原水及び浄水費2,674万5,981円から営業外費用の企業債利息1,368万4,373円と、その下の特別損失1億1,041万7,500円を合わせまして2億4,967万4,843円で、事業収支といたしましては、1,097万1,843円の損失となっております。

続きまして、資本的収入の関係でございます。

企業債7億2,290万円、続いて表中央の資本的支出といたしましては、建設改良費、そして企業債償還金を合わせまして7億5,974万261円でございます。資本的収支といたしましては、3,684万261円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、4,781万2,104円の損失となるものでございます。

続きまして、企業債の状況でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中の発行高といたしまして7億2,290万円、決算年度中の元利償還高といたしまして、元金で3,475万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、17億1,333万円でございます。

1枚はねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書でございます。

歳入でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金が580万6,000円でございます。

1つ飛びまして、また不納欠損額といたしまして、8万9,000円を不納欠損処分いたしております。

使用料及び手数料の使用料といたしましては、2億5,669万円でございます。このうち不納欠損額といたしまして、116万8,000円を不納欠損処分いたしております。

ここに記載はございませんが、収納率といたしましては、現年度分が98.8%、過年度分が20.2%となっております。

国庫支出金につきましては979万円でございます。

繰入金でございます。一般会計と基金の両方から繰入れを行っております。

続いて、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして8,041万円。

浄化センター管理費で1億4,719万1,000円。

公債費につきましては、元金、利子を合わせまして6億4,222万2,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして、1,214万3,000円で、そのうち基金へ1,000万円を繰り入れております。

地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして1億6,620万円。決算年度中の元利償還高といたしましては、元金といたしまして5億2,987万6,000円を償還しております。決算年度末の現在高といたしまして、57億6,250万4,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、元年度の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ここで監査報告を求めます。

監査委員 碓井昭夫君。

7 番 それでは、監査報告を行います。

令和元年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、令和元年度安八郡安八町水道事業会計決算、令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月24日、25日の両日にわたり、清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査につきましては、町長から提出されました令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、3つの観点から監査をいたしました。

1つ目として、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、適正・効率的に執行されているか。2つ目としまして、決算の計数は正確であるか。3つ目と

しまして、財産の取得管理及び処分は適正に行われているかを主眼としまして、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施した出納検査の結果を踏まえて慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては、第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。財産につきましても、適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり、確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取扱いにおいても、町の条例・規則に指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

なお、本審査を終えてから2つのことを要望しております。

1つ目は、公務員は全体の奉仕者であり、公平性が貫かれていることが必要であります。職務の遂行には勇気を持って事々に対処していただきたい。

2つ目としまして、令和元年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査をいたしました。いずれも現状では健全な範囲にありましたが、弾力性ある財政とは言い難いものでございます。これからの高齢化などの社会状況を考えても、厳しいことが予想されます。健全化に向けて、より一層の改善を進めていただくことを要望して、監査報告を終わらせていただきます。以上でございます。

議長 御苦労さんでした。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、9月8日から9月16日までの9日間を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月8日から9月16日までの9日間は休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、9月17日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

昼からの議会改革特別委員会は何時からですか。

〔「1時半からでお願いします」の声あり〕

議長 1時半からですので、2階の大会議室で行いますので、お集まりください。

よろしく。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(散会時間 午後0時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月7日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 岩 田 讓 治

議 員 渡 邊 明 博

